

ソフトウェアの職務著作に関するフランス法

長塚 真琴

はじめに

一、フランス法

二、日本法との比較

おわりに

はじめに

フランスにおいて、ソフトウェアが著作権法で保護されることが明文文化されたのは一九八五年のことであり、その際、職務著作にかかるソフトウェアの著作権の帰属に関する特別規定が制定された。その施行は一九八六年一月一日であり、それから既に一一年が経過した。しかし、フランスの当該特別規定は、これまでのところ詳しく紹介されたことがない。⁽¹⁾

そこで、本稿は、ソフトウェアの職務著作に関するフランスの特別規定について、その制定の経緯および解釈

を紹介し、日本法（著作権法一五条二項および同条一項）と比較することにより、この問題—特に、作者の権利の帰属について—をめぐる議論の素材を提供することを目的とする。

（註1） わずかながら言及があるものは、小泉直樹「知的財産と法人の権利」民商法雑誌一〇四卷四・五号（一九九三年）五〇三頁以下、千野直邦「法人著作の概念—世界の著作権法に見られる一つの潮流」半田正夫教授還暦記念論文集 民法と著作権法の諸問題（法学書院、一九九三年）五一〇頁以下。なお、「ソフトウェアと法人著作」について様々な角度から検討する特集として、前掲民商法雑誌四八九頁以下。

一、フランス法

1 ソフトウェアに関する作者の権利の帰属—原則—

フランス的財産法典⁽²⁾ L. 111-1条一項は「精神の産物たる著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的でかつすべての者に対抗し得る無形の所有権を享有する。」と規定する⁽³⁾。これが著作者の権利の原始的帰属に関する原則であり、ソフトウェアに関する著作者の権利も、これに従って、現実に創作をなした者に発生し、この者に原始的に帰属することとなる。

そして、他人が創作したソフトウェアを複製して販売したりするためには、著作者の権利のうち財産的権利の移転を受けておく必要がある⁽⁴⁾⁽⁵⁾。L. 131-2条一項に従い、移転に関する契約は文書で作成しなければならない。

そして、L. 131-3条一項によれば、財産的権利の移転は「譲渡される各権利が譲渡証書において明確な記載の対象となり、かつ、譲渡される権利の利用の範囲が、その限界と目的、および場所、ならびに期間に関して定められるという条件に従う」。このように、著作者自身が文書で明確に合意した利用範囲内においてのみ、財産的権利

の移転が認められる。すなわち、著作者から、ある利用範囲について財産的権利の移転を受けたことを主張しようとする者は、その利用範囲を明確に記載した文書が存在することを立証しなければならぬ。

2 知的財産法典L. 113-9条一項―特別規定―の制定の経緯

ソフトウェアを著作物として保護する以上、それに関する財産的権利の移転は、上記のような原則に従うこととなる。つまり、従業者が職務上創作したソフトウェアを、使用者やその取引相手の企業が商業的に利用する際にも、著作者とこれらの企業との間で、契約等の合意によって権利関係を細密に定めておかなければならないはずである。しかし、従業者がソフトウェア制作を職務として雇用され、それにより給与を得ているような場合には原則は妥当せず、企業に権利を帰属させるべきであるとの声があがった⁽⁶⁾。しかし、既存の著作権法制は、以下に見るように、企業の望む解決を用意するものではなかった。

(1) フランス著作権法にはもともと、従業者の職務上の著作物一般について、使用者に権利の原始的帰属を認める特別規定がない⁽⁷⁾。むしろ反対に、L. 113-3条三項は「精神の産物たる著作物の著作者による請負契約または労働契約の存在または締結は、(同条―筆者註)一項で認められる権利の享有に何らの例外をも設けるものではない」と定めている。

ただし、著作者の権利は従業者に発生するが、従業者が職務の範囲内で創作する全ての著作物の財産的権利は、労働契約の効果により、使用者の企業活動に必要な範囲で、当然に(自動的に)使用者に移転されると説く有力な見解がある⁽⁸⁾。この見解は黙示の移転の理論と称され、当事者間の衡平などをその根拠とする⁽⁹⁾。この見解によれば、使用者は、労働契約の存在を証明するだけで、財産的権利の移転を受けたことを証明できることになる。

黙示の移転の理論に従った判例は、一九五七年法立法の前後を通じて数多くあるが、破毀院は一貫してこれを退け、L.111-1条三項の文理に忠実な判決を下している。⁽¹¹⁾

以上のような学説・判例状況の下では、ソフトウェアの制作を目的とした労働契約が存在する場合でも、ソフトウェアに関する財産的権利を使用者が原始的に取得するどころか、黙示の移転さえも認められず、結局は原則通りの解決がなされることになってしまう。

(2) 一九五七年法は「集合著作物」の権利の帰属に関する特別規定を創設した。⁽¹²⁾ これは知的財産法典に受け継がれている。L.113-2条二項は、「自然人または法人の発意に基づいて創作される著作物でその指示とその名の下に出版し、発行し、および公表するものであり、かつ、その作成に参加する異なる著作者の個々の寄与が、その実現される全体について各著作者に個別の権利を付与することができることなく、その寄与の作成の目的である全体の中に融合しているものは、集合著作物という。」と定める。また、L.113-5条は、「集合著作物は、反対の証拠がない限り、集合著作物がその名の下に公表される自然人または法人の所有に属する。／二項 この自然人または法人は、著作者の権利を付与される。」と定める。従って、使用者が、従業者により職務上創作されたソフトウェアがL.113-2条三項の要件を満たすことを立証できれば、これに関する著作者の権利は、財産的権利も著作者人格権も、使用者に原始的に付与されることになる。フランス著作権法では、実際に創作行為をしない者に著作者の権利を付与することは、集合著作物の場合においてのみ例外的に許容されている。

たしかに、ソフトウェアが集合著作物の要件を満たす場合もあり、そのように判示した判例も、一九八五年法制定の前後を通じていくつかみられる。一九八四年六月二七日のパリ大審裁判所判決は、二三人の従業者が職務上開発し、企業の名で公表されたファイル転送プログラムは集合著作物であるとした。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

しかし、集合著作物の主張をするには、ソフトウェア制作が使用者の発意に基づいて開始され、複数の従業者

が特殊な態様で制作に参加していなければならず、さらに、ソフトウェアが使用者の名で「出版し、発行し、および公表」されなければならないことが、企業にとっては不都合であった。⁽¹⁵⁾最後の点について、「出版し、発行し、および公表」することが著作物の複製物を多数生産し公衆に伝達することを意味するのに対し、ソフトウェアは必ずしも公衆への伝達を目的として制作されるわけではなく、むしろ企業秘密とされることが強調された。⁽¹⁶⁾

以上のことから、著作者の権利のうち財産的権利を、ソフトウェア制作の金銭的リスクを負う（完成したソフトウェアから妨げなく利益をあげるべき）企業に帰属させるため、⁽¹⁷⁾一九八五年法の中に「反対の約定がある場合を除き、一人または二人以上の従業者によりその職務の執行の結果創作されるソフトウェアは、使用者の所有に属し、著作者に認められるすべての権利も、使用者に帰属する」という特別規定（四五条一項）が創設された。

この規定は、著作権法の中に、ソフトウェアに関してだけ「工業所有権的アプローチ」を導入したものである。⁽¹⁸⁾特に、その要件は、一九六八年特許法（LOI n° 68-1 du 2 janvier 1968）一条の三（知的財産法典L. 611-7条）の、職務発明の場合の解決を参考にしつつ規定されたものとみることができ、⁽¹⁹⁾一方でその効果は、集合作物に関する一九五七年法一三条（知的財産法典L. 113-5条）とほぼ同様に定められていたといえる。

一九八五年法四五条は、一九九二年に知的財産法典L. 113-9条へと引き継がれた。これに前後して、一九九一年五月一四日にコンピュータ・プログラムの法的保護に関する共同体ディレクティブが採択された。⁽²⁰⁾フランス著作権法は、共同体ディレクティブに適合するよう、一九九四年五月一〇日の法律によって改正された。⁽²¹⁾この改正を経て現行のL. 113-9条一項がある。

L. 113-9条一項は、「反対の旨の規約の定めまたは約定がある場合を除き、一人または二人以上の従業者により、その職務の執行の結果またはその使用者の指示に従って創作されるソフトウェアおよびその設計資料に関する財産的権利は、使用者に帰属し、使用者のみがそれを行使用することができ」と定めている。これは、共同体ディ

レクティヴ二条三項とほぼ同じ表現である。

3 L. 113-9条一項の解釈

(1) 要件

i) ソフトウェアの創作であること

まず、L. 113-9条一項は、ソフトウェアに対してのみ適用される。ここで注意すべきなのは、一九九四年法により共同体ディレクティヴ一条一項が反映され、「ソフトウェアおよびその設計資料 (documentation)」が L. 113-9条の適用を受ける旨が、明文で定められたことである。

共同体ディレクティヴの英語正文一条一項によれば、設計資料は、preparatory design material と表現される。これは、同ディレクティヴの作成段階で EC 評議会によって採択された一九九〇年二月二三日の原案で、「コンピュータ・プログラムの開発に至るまでに準備的に行なわれる精神労働を記録したもの」と説明されている。これには、コンピュータを介さずに人間が直接に理解できるものも多く含まれる。⁽²²⁾ この改正の目的は、一九九四年法の下院への報告者によれば「事実上不可分である対象物に、二通りの法制が存在することを避けるため」であった。⁽²³⁾

フランスでは一九八四年以来、著作権法上「コンピュータ・プログラム」(programme d'informatique)ではなく「ソフトウェア」(logiciel) という語が用いられてきた。そして「ソフトウェア」の概念は、コンピュータ・プログラム本体だけでなく設計資料をも含む概念であると一般には解されてきた。⁽²⁴⁾ しかし、改正前の L. 113-9条一項の解釈に際しては異論の余地もあった。ソフトウェアのうちコンピュータ・プログラム本体については同条項が適用されて使用者に権利が帰属し、設計資料については原則通り従業者に権利が帰属すると考えることもできた

のである。⁽²⁵⁾ 一九九四年の法改正は、まさにこの点のあいまいさを解消するためのものであった。

ii) 一人または二人以上の従業者による創作であること

L. 113-9条一項に「*employé*」とは、職務発明に関するL. 611-7条の場合と同様に、労働法上の労働者、すなわち、労働契約に基づき使用者に対する従属状態に置かれている者のことをいう。⁽²⁶⁾ 一九八五年立法直後に書かれたコメンタールにも、独立の著作者はもちろん、委任契約の当事者も四五条の適用を受けないことが示されている。⁽²⁷⁾

L. 113-9条一項の法文上は「被用者」(*employé*) という語が用いられているが、これと労働法上の用語である「従業者」(*salarié*) とは同じ意味に解しうる⁽²⁸⁾ことが、判例でも認められている。ヴェルサイユ控訴院一九九二年六月一五日判決は「一九八五年法四五条にいう*employé*とは、労働契約の枠内で使用者と法的な従属関係にある者をいう。従って、独立の創作者や委任契約に基づくソフトウェア開発者はこれに含まれない」と判示した。⁽²⁸⁾

使用者が誰であるかの決定も、労働法領域で認められている基準に従う。派遣労働(労働法典L. 1241条)の場合が特に問題となる。労働契約を文字通りに解釈して派遣労働企業を使用者とすべきとの見解と、経済的実態に即して派遣労働利用者を使用者とすべきとの見解が対立している。⁽²⁹⁾ この問題は職務発明をめぐる⁽³⁰⁾同様に争われている。

L. 113-9条一項は、ソフトウェアの著作者が、その創作の際に従業者の地位にあった場合に適用される。一九八五年以前の法による判例ではあるが、パリ大審裁判所一九八八年四月一四日判決は、従業者が、雇用される前にソフトウェアの「着想を得ていた」ことを主張しただけでは、その者はソフトウェアにつき著作権を主張できないとした。⁽³¹⁾ 事案は、一九八三年一月に情報処理担当部長として雇われた従業者が、一九八五年九月に解雇されるまでの間に創作したソフトウェアについてである。判決はまず、この事案への一九八五年法四五条一項の適用

を否定した（iv）参照）。しかし、雇用される前にソフトウェアの「着想を得ていた」という従業者側の主張を退けつつ、創作は「受け取った給与の主要部分と対価関係にある」とだけ示して、財産的権利の黙示の移転にさえ言及することなく、使用者によるソフトウェアの利用を認め、従業者からの「ロイヤリティ」支払請求を退けた。Vivant *q. v. Lucas* による大審裁判所判決の評釈（註31）は、一九八五年法が適用されなかった点については判決を支持しているが、従業者の権利を否定した点については、使用者への何らかの権利移転を明示すべきであったと批判している。しかし、この判決は、雇用前にソフトウェアの「着想を得て」いても、雇用後にそれを完成させた場合には、L. 113-9条一項の適用があると解すべき根拠を示す先例として、現行法の下でも意義を有するとされている。⁽³²⁾

iii) 職務の執行の結果、または使用者の指示に従ってなした創作であること

「職務の執行の結果」という要件が想定するのは、従業者であるプログラマーが、単独であるいは他の従業者と共に、労働契約により課せられた職務としてソフトウェアを創作する場合である。これは、職務発明に関するL. 611-7条の場合でいえば、恒常的な発明任務に基づく任務発明にあたるものである。⁽³³⁾

これに対して、「使用者の指示に従って」という要件は、例えば、会計担当者が単独であるいは他の従業者と共に会計システムの制作に携わる場合のように、専門のプログラマーでない従業者が、使用者の指示に従ってソフトウェアを創作する場合を想定している。これは、L. 611-7条の場合でいえば一時的な発明任務に基づく任務発明にあたるものであり、⁽³⁴⁾一九九四年の改正で、共同体ディレクティブ二条三項に合わせて付け加えられたものである。

ソフトウェアの制作が従業者（ら）によって自発的に行なわれ、使用者の指示があったとは必ずしもいえない場合はどうなるか。このような場合が実際に問題となった判例がいくつかある。

まず、一九八五年以前の法によるものであるが、いわゆる *Pachot* 事件では、従業員が、業務処理のため自作したソフトウェアを会社に引き渡すことを拒んで解雇され、解雇の有効性を争った。この事件の当初の控訴院判決（パリ控訴院一九八二年一月二日判決）では、「企業の従業員が一人で、企業から援助も報酬も受けず企業の設備も用いずに、会計責任者としての本来の職務外で開発した会計処理用アプリケーションプログラムは、従業員に帰属する。彼がそれを職務上使用していたことは、会社への譲渡を意味しない。従って、自作のいくつかのプログラムの会社による複製に反対し、それを家に持って帰ったことは、解雇の正当事由にならない。」とされた。³⁵しかし、一九八六年三月七日の破毀院全部会判決³⁶による破毀差戻後の控訴審判決（アミアン控訴院一九八八年五月一日）では、「使用者が、有償での譲渡の原則やその方法についての一切の検討を頑なに退け、プログラムが自身に帰属することに固執して無償での引渡を強制する場合、従業員がプログラムを自宅に持って帰って会社に返さないのは適法であり、それを金銭的対価なく複製することに反対したことによる解雇は許されない」とされた。³⁷

Vivant et de Lucas (註37) は、アミアン控訴院判決の考え方によれば、使用者は、著作権が原始的に帰属しない場合でも、対価と引き換えに譲渡を要求することになりかねず、これは魅力的な解決であるが、現行法上は許されていないと評する。L. 113-9 条一項には、職務発明の場合の「権利が帰属する任務外発明」にあたるカテゴリーはなく、従業員がその職務に関連して創作したにすぎないソフトウェア「特許法にならなければ」「職務執行の途上において」または「企業活動の範囲内で」または「企業に特有の技術あるいは手段もしくは企業により得られたデータを知ってあるいは使用して」創作したソフトウェアについては、使用者が公正な対価と引換に帰属の権利を行使できることの実定法上の根拠はないからである。*Lucas* も、これを法務官的 (*prétorienne*) 判決と評している。³⁸

また、一九八五年法四五条一項について、使用者に好意的な拡大解釈を示した判例がある。この事件（パリ控訴

院一九八七年一月二九日レフェレ)では、企業の役員が自宅で勤務時間外に、会社のマイコンを使って研究とプログラム開発をした。役員はマイコンを会社に返したが、プログラムについては所有権を主張し、それが入ったディスクを返さなかった。控訴院は、レフェレで簡潔にディスクの返還を命じた。理由としては、彼が役員として、自宅労働の分も含めて一括払の報酬を受け取っていることが挙げられた⁽³⁹⁾。評者のうち、Edelman(註39)は結論には賛成するが、判決が報酬の支払だけを根拠とし、マイコンが会社のものであることやプログラム開発が役員の仕事であることに触れていないことに疑問を示している。VivantおよびLucas(註39)も、ソフトウェアが職務を遂行しやすくするために開発されたことこそ、雇用者への帰属の決定的な理由と見るべきだとする。

このような拡大解釈には、著作者の財産的権利を奪う規定はできるだけ厳格に解釈すべきだという批判もあるが、使用者のソフトウェアに対する支配をできるだけ広く認めようとする立法趣旨に沿うものとして、支持する者が多い⁽⁴⁰⁾。

iv) 一九八六年一月一日以降の創作であること

一九八五年七月三日法の効力発生は一九八六年一月一日である。L. 113-9条は、この日以降に創作された(完成された)ソフトウェアにしか適用されない。同条が既往の法律関係に遡及的に影響を及ぼすことはない。この日以前に創作されたソフトウェアについての財産的権利は、使用者が集合著作物であることを立証するか、明示の移転を立証しない限り、原則通り従業者にとどまる⁽⁴¹⁾。

この点についても、いくつかの判例がある⁽⁴²⁾。とりわけ、従業者たる情報処理技術者が制作し、企業が利用・販売していたソフトウェアについて、ドゥエー控訴裁判所(一九九〇年一月二〇日判決)は財産的権利の黙示の移転(前述)を認めたが、破毀院(一九九二年二月一六日判決)はこれを覆した例が重要である⁽⁴³⁾。この事件では、ソフトウェアは一九八四年に作られ一九八五年法四五条(法典L. 113-9条)の適用がないので、結局、財産的権利は原則通り

L. 1111 条に従って従業者に帰属し、使用者は L. 131-3 条に従って権利の移転を証明するしかないとされた。一九八六年一月一日からすでに11年以上が経過しており、この種の事件は、今後はほとんど生じなくなることが予想される。

(2) 効果

ソフトウェアについても、著作者の権利は原則通り従業者に発生する。しかし L. 113-9 条一項により、「反対の旨の規約の定めまたは約定がある場合」を除き、使用者は財産的権利の譲受人の資格を持つ⁽⁴⁴⁾。これは一種の強制譲渡（法定譲渡）である。使用者は著作者ではないが、財産的権利は全て使用者に帰属している⁽⁴⁵⁾。

譲渡の対象となるのは、全ての財産的権利である。譲渡は期限のあるものではなく、そのため、従業者の退職後もその効果は続く⁽⁴⁶⁾。

この譲渡により、従業者には給与の他に特別の報酬が与えられるわけではないのが原則である。ただし、「反対の旨の規約の定めまたは約定」の中で、特別の報酬が取り決められている場合にはこの限りではない⁽⁴⁷⁾。

なお、L. 113-9 条一項の「規約の定めまたは」の部分は一九九四年に付け加えられた。これは、同条三項が一項を公務員に適用することを明示しているのに対応して、公務員もまた、自らの身分関係を定める規約に、一項を修正する規定を盛り込むことができる旨を明示したものである⁽⁴⁸⁾。

(3) 著作者人格権

一九八五年法四五条一項には、ソフトウェアに関する著作者の権利のうち財産的権利が使用者に帰属するとしても、著作者人格権までもが帰属するのかどうかについて、疑義の生ずる余地があった。著作者人格権は本質的

に譲渡不可能であること、同条項で用いられていた「帰属する」(devolus)という文言が使用者は権利を承継取得するにすぎないというニュアンスを持つことを根拠に、著作権人格権は従業者に残るといふ解釈ができ、反対に、「著作者に認められるすべての権利」という文言を、著作権人格権をも含むと解することもできたからである。⁽⁴⁹⁾

ただし同法四六条(一九九二年以降は法典L.121-7条)により、ソフトウェア—従業者が創作したものであると否とを問わない—の著作権人格権が大幅に制限されたことに注意しなければならない。⁽⁵⁰⁾ 同条は「反対の約定がある場合を除き、著作者は、譲渡した権利の限度内におけるソフトウェアの翻案に反対することができず、また、修正または撤回の権利を行使することもできない」と定めていた。「譲渡した権利の限度内におけるソフトウェアの翻案に反対することができ」ないというのは、財産権としての翻案権を他人に移転している場合には、著作権人格権に基づいてソフトウェアの改変を差し止めることはできないという意味であると思われる。⁽⁵¹⁾

以上より、仮に一九八五年法四五条一項につき著作権人格権は従業者に残るといふ解釈を採用しても、実際には多くの場合、従業者には著作者の名の尊重に関する権利と公表権が残るのみであったといえる。

共同体ディレクティブは著作者人格権には一切言及せず、著作権人格権の取扱はベルヌ条約に委ねた。これを受けて、一九九四年改正後のL.113-9条一項は、ソフトウェアの財産的権利の帰属のみを定めるものに改められ、上述した解釈上の疑問は消滅した。著作者人格権は、ソフトウェアを創作した従業者が、原則通り有することとなる。

ところで、このときL.121-7条も「ソフトウェアの著作者にとってより有利な反対の約定がある場合を除き、著作者は、／＼号 L.122-6条1号に定める権利(筆者註＝財産権としての翻案・変形権)の譲受人による、ソフトウェアの改変に反対することができない。ただし、改変が著作者の名誉または声望を害する場合にはこの限りではない。／＼号 修正または撤回の権利を行使することができない。」と改められた。改正前と比べると、翻案・

変形権の移転のため改変に反対できない場合の要件がより明らかにされ、その場合でも「著作者の名誉または声望を害する」改変は許されないこと―ベルヌ条約六条の二第一項―が明示された。なお、「反対の約定」が著作者に不利なもの〔著作者の名誉または声望を害する〕改変にさえ反対できないという約定など〕であつてはならないことも明らかにされた。⁽⁵²⁾ このような要件の下で、ソフトウェアの著作者たる従業者が改変に反対しうる場合は、現実にはほとんどないであろうと解されている。⁽⁵³⁾

従業者には著作者の名の尊重に関する権利と公表権が残るが、後者については、一九九四年法の法案の上院への報告者は、「従業者は、その職務を(明示的または黙示的に)承認するという事実そのものによって、公表権を行使するものと考えられる」と述べている。⁽⁵⁴⁾ そうすると、實際上意味があるのは、著作者の名の尊重に関する権利だけということになる。

(註2) フランス知的財産法典の法律の部 (partie Législative) は、一九九二年七月一日に成立した (LOI n° 92-597 du 1^{er} juillet 1992, JO 3 juillet 1992)。同法典の第一編 (Livre I) が著作権法である。これは、一九五七年二月一日法 (LOI n° 57-298 du 11 mars 1957) ・一九八五年七月二日法 (LOI n° 85-660 du 3 juillet 1985) をはじめとする関係諸法を、個々の条文の内容を変更することなく統廃合し、体系的に並べ直したものである。一九八五年法は、一九五七年法をこの間の技術進歩に対応するよう部分的に改正する法律であり、以後、フランス著作権法は明文をもってソフトウェアを保護対象に含めている(知的財産法典 L. 112-2条一三号)。

フランスでソフトウェアが著作権法によって保護されるに至るまでの経緯と議論を概括する文献として、Bertrand, A. R., *Le droit d'auteur et les Droits Voisins*, Masson, 1991, p. 469 et s.

(註3) 本稿で参照した条文の訳は、大山幸房訳『外国著作権法令集(18) フランス編』(社著作権情報センター、一九九六年)におおむね依拠した。ただし、必要に応じて筆者が修正を加えた。

(註4) 著作者の権利のうちの財産的権利に関して、L. 131-3条一項やL. 131-4条一項で用いられる「譲渡」(cession)とこの語

は、本来の物権的な「譲渡」の意味を表わす他、債権的な「利用権の設定」(cession ou licence)の意味をも表わす場合がある。一九五七年法の立法者は、同法の中で「利用権の設定」という語を用いなかっただのゆゑである。Colombet, C., *Propriété littéraire et artistique et droits voisins*, 8^e éd, Dalloz, 1997, p. 217; Lucas, A., *Propriété littéraire et artistique*, Dalloz (Connaissance du droit), 1994, pp. 78-79. そのため、例えば、著作者が出版社と単に出版契約を結ぶことが「複製権の譲渡」と表現されることがある。そこで、以下本稿では、本来の意味の譲渡を表すときだけ「譲渡」という表現を用い、譲渡と利用権の設定の両方を含む意味では「移転」という表現を用いる。ただし、条文や判決文などの引用文については原文通りとする。なお、日本では、著作権の譲渡(六一条)と著作物の利用許諾(六三条)は、法文上も区別されている。

(註5) 著作者の権利のうち、著作者人格権は著作者の一身に専属し、譲渡できない(L. 121-1条二項三項)。

(註6) Le rapport de M. Jolibois au Sénat, no 212, annexe au P.V. séance 24 janv. 1985, t. 1, p. 64 et 65.

(註7) 後述するように、職務発明については知的財産法典L. 611-7条に詳細な規定があり、「任務発明」(inventions de mission)については特許を受ける権利の使用者への原始的帰属が認められている。

(註8) Lucas, A. - H.-J. Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, Litec, 1994, p. 165; Plaisant, R., *Juris-Classes Propriété littéraire et artistique* Fasc.306 (nov. 1982), no 6 et s.; Bertrand, *op. cit.*, pp. 277-278.

(註9) Lucas - Lucas, *op. cit.*, p. 165.

(註10) *Ibid.*, note 16.

(註11) リーディングケースとして、パートタイムの皮革職人が創作したハンドバッグのモデル(フランスでは応用美術の著作物ないしモードの著作物として著作権法の保護を受ける。L. 112-2条一〇号および一四号参照)に関するCass. Crim. 11 avril 1975; *RIDA*, no 85, juill 1975, p. 184; *JCP* 1976, II, 18348, obs. Plaisant. 近時のものとして、臨時雇いのジャーナリストが撮影した写真に関するCass. 1^{er} civ., R, 27 janv. 1993; *RIDA* no.156, 1993, p. 204.

(註12) 詳細は拙稿「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究二二二号(一九九五年)四九頁以下を参照。

(註13) TGI Paris, 3^e ch., 27 juin 1984; Soc. System-Assist c/ Soc. Sys-Lab. et autres: *D.S.* 1985, IR 40 note J. Huet.

(註14) TGI Paris, 20 fébr. 1986; *Expertises* 1986, n° 83, p. 97; *JCP* 1986, éd. E, I, 15791, obs. M. Vivant et A. Lucas. 参考。

この判決は、ソフトウェアそのものではなく、ゲーム用プログラムを集めた本の出版が問題となった事例である。個々のプログラムはともかく、それらを含む本全体は集合著作物であり、プログラムの著作者には、本全体の著作権(財産的権利)は認められないとした。他にTGI Paris, 14 avr. 1986; *Expertises* 1986, p. 132; *JCP* 1986, éd. E, I, 15791, obs. M. Vivant et

A. Lucas, *CA Versailles*, 14^e ch., 15 juin 1992. *Expertises* 1992, p. 350; *JCP* 1993 éd. E., I, 246, n° 5 et 6, obs. M. Vivant et A. Lucas もあるが、所掲の資料によっても詳しい事実関係は不明。

(註15) Rapp. Jolibois, op. cit., p. 66.

(註16) Lucas, A., *Juris-Classes Propriété littéraire et artistique* Fasc.1195 (nov. 1994), n° 6.

(註17) Rapport Jolibois, op. cit., p.72.

(註18) Rapport Jolibois, op. cit., p.47.

(註19) ただし、職務発明の場合と全く同じではなく、異なるところもある。この点は後述する。

(註20) JOCE n° L 122/42, 17 mai 1991, *RIDA* janv. 1992, n° 151, p. 353; *JCP* 1991, III, 64186. 紹介、ロイド・エバンス／加藤・西田・長谷川法律事務所(訳)「コンピュータ・プログラムの保護に関するEC指令についての覚書(上・下)」国際商事法務二〇巻七号七八七頁、二〇巻八号九四五頁。

(註21) LOI n° 94-361 du 10 mai 1994 (JO 11).

(註22) Bertrand, *op. cit.*, p. 484. なお、フランス著作権法上の著作物の例示規定であるL.112-2条も一九九四年法により改正され、その13号に「ソフトウェア、その設計資料を含む」と明示するようになった。

(註23) Rapp. Bignon: Doc. AN n° 724, 18 nov. 1993, p. 18.

(註24) Bertrand, *op. cit.*, p. 484.

(註25) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 11.

(註26) *Ibid.*, n° 13. なお、L. 611-7条は以下のように定めている。「発明者が従業者である場合であって、従業者にとってより有利な契約上の規定がないときには、工業所有権を得る権利は下記の規定により決定される。／一項 従業者が、その現実の職務に対応する発明任務を包含する労働契約、または明示的に課された調査および研究の執行の結果なした発明は、使用者に帰属する。そのような発明の創作者である従業者が追加報酬を享受する条件は、労働協約、企業協定および個別の労働契約により決定される。(以下省略)／二項 上記以外のすべての発明は従業者に帰属する。ただし、従業者が、その職務執行の途上において、または企業活動の範囲内において、または企業に特有の技術あるいは手段もしくは企業により得られたデータを知っているいは使用してなした発明については、使用者は、コンセイユ・データのデクレによって定められた条件および期間の範囲内で、その従業者の発明を保護する特許によって与えられた権利の全部あるいは一部の所有またはその享受を、自らに帰属させる権利を有する。(以下省略)」条文の訳は筆者による。ただし、特許庁訳・編『外国工業所有権法令集』AIPPI

日本部会、一九七八年（加除式）を参考にした。

- (註27) Edelman, B., Commentaire de la loi du 3 juillet 1985, *Actualité législative DALLOZ*, numéro special, 1987, p. 112 et s.
- (註28) Cass. 1^{er} civ.C., 16 déc. 1992: Gouy c/ Société Nortène: Bull. civ. I, n° 315; *RIDA* n°156, 1993, p.193, note P. Sirinelli; *JCP* 1993 éd. G, IV, 549; *JCP* 1993 éd. E., I, 246, n° 5, obs. M. Vivant et A. Lucas; *D.* 1993 inf. rap. p. 13; *Expertises* 1993, p. 138; *Juris-Data* n.002868. なお、この判決によれば、一九八五年法が employé という語を選んだのは、民法上の depot salarié, mandat salarié との混同を避けるためであるという。本稿では、employé も salarié も従業者と訳し、employeur は使用者と訳している。
- (註29) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 14.
- (註30) Mousseron, J-M. - C. Le Stanc, *Juris-Classeurs Brevets d'invention* Fasc.250 (nov. 1981), n° 12.
- (註31) TGI Paris, 3^e ch., 14 avril 1988: *JCP* 1988, éd. E, II, 15297, n° 6 et 7, obs. M. Vivant et A. Lucas; *Expertises* 1988, p. 197, obs. A. Lucas, confirmé par CA Paris, 25^e ch., 9 mars 1993: *JCP*, 1994, éd. E, I, 357, n° 3, obs. M. Vivant et Ch. Le Stanc.
- (註32) Vivant, M. et Jean-Louis Bilon, *Code de la propriété intellectuelle*, Litec (Codes bleus), 1996, p. 89.
- (註33) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 20.
- (註34) *Ibid*, n° 21.
- (註35) CA Paris, 4^e ch., 2 nov. 1982: Soc. Babolat Maillot-Witt c/ Pachot: *D. S.* 1985, IR 39 note J. Huet; *RIDA* 1983, n° 115, p. 148; *Gaz. Pal.* 1983.1.117, note J.-R. Bonneau.
- (註36) Cass. ass. plén., 7 mars 1986 : Soc. Babolat Maillot-Witt c/ Pachot : *JCP* 1986, éd. E, II, 14713, note J.-M. Mousseron, B. Teyssié et M. Vincent. なお、この判決における権利侵害の要件に関するコメントは、このように有名である。
- (註37) CA Amiens, 16 mai 1988: Soc. Babolat Maillot-Witt c/ Pachot : *Expertises* 1988, p. 193, obs. A. Lucas; *JCP* 1988, éd. E, II, 15297, n° 6, obs. M. Vivant et A. Lucas.
- (註38) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 19.
- (註39) CA Paris, 14^e ch., 29 oct. 1987 : Katona c/ Sté industrielle de metallurgie Simetal : *Juris-Data* n° 002662; *JCP* 1988,

- éd. E, II, 15297, n° 6, obs. M. Vivant et A. Lucas; éd. G, I, 3376, n° 22, obs. B. Edelman.
- (註40) Lucas, *op. cit.* (note 16), n°s 22-23.
- (註41) *Ibid.*, n° 25. 反対、J. Huet, Les logiciels sont protégés par droit d'auteur, *D.* 1985, chron. p. 261, n° 5.
- (註42) TGI Paris, 3^e ch., 14 avril 1988 confirmé par CA Paris, 25^e ch., 9 mars 1993, précitées; CA Paris, 4^e ch., 13 juill. 1988; PIBD 1988, III, p. 571; *JCP* 1990, éd. E, II, 15698 n° 6, obs. J.-J. Burst et J.-M. Mousseron; CA Bordeaux, 3^e ch., 14 mai 1991; Larrieu: *JCP* 1992, éd. E, I, 141, n° 5, obs. M. Vivant et A. Lucas.
- (註43) Cass. 1^{er} civ. C, déc. 1992, précité. 従業者が会社を著作権侵害で訴えた事案。
- (註44) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 27.
- (註45) Rapp. Bignon, *op. cit.*, p. 18; Colombet, *op. cit.*, p. 82.
- (註46) Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 30.
- (註47) *Ibid.*, n°s 27-28.
- (註48) *Ibid.*, n° 28.
- (註49) Rapp. Bignon, *op. cit.*, p. 17; Lucas, *op. cit.* (note 16), n° 31.
- (註50) フランス法上の著作人人格権の内容は以下のとおりである。まず、L. 121-1条（一九五七年法六条）一項は「著作者は、その名、その資格およびその著作物の尊重を要求する権利を享有する」と定める。これは日本法でいえば、おおむね氏名表示権と同一性保持権に相当する。そして、L. 121-2条（一九五七年法一九条）一項は「著作物を公表する権利は、著作者のみが有する。（以下略）」と定める。これは、日本法の公表権に相当する。さらに、L. 121-4条（一九五七年法三二条）は「著作者は、その利用権の譲渡にかかわらず、その著作物の発行の後であっても、譲受人に対して修正または撤回の権利を享有する。ただし、この権利は、その修正または撤回が与えることのある損害をあらかじめ譲受人に賠償することを条件としてのみ、行使することができる。（以下略）」と定める。この「修正権／撤回権」を著作者人格権として一般に認める規定は日本法にはないが、著作権法八四条三項は、出版権に関して撤回権と同趣旨の規定を置いている。
- (註51) Rapp. Bignon, *op. cit.*, p. 19.
- (註52) *Ibid.*, p. 20.
- (註53) Lucas, *op. cit.* (note 17), n° 32.
- (註54) Rapp. Jolibois: Doc. Sénat, n° 311, 6 avr. 1994, p. 20.

二、日本法との比較

1 制定の経緯について

日本の現行著作権法は、制定当初より、職務著作一般について使用者を著作者と擬制する規定を有していた（一九八五年改正前の著作権法一五条、現同条一項）。著作権法一五条一項は、伝統的著作物を含む全ての職務著作について、「工業所有権的」な解決⁵⁴というよりも、特許法三五条に比べさらに使用者に有利な解決⁵⁵をもたらしていたのである。プログラムの職務著作の規定（一五条二項）は、一九八五年に著作権法が改正され、プログラムの著作権法による保護が明文で定められた際に、一五条一項の要件を緩和する形で新設された。

これはフランスの場合とは相当に異なっている。フランスでは、ソフトウェアという特殊な著作物の職務著作について、既存の法制では満足な解決が得られないため、一九八五年法で初めて「工業所有権的」な解決を導入した。フランス著作権法におけるソフトウェアの特殊視は、前述した著作者人格権の制限に如実に現われている。著作物の改変に反対する権利が制限される理由は、「一九八五年法において、ソフトウェアは、絵画より自動車に近いとされた」からであると説明されている。⁵⁶

2 解釈について

(1) 著作権法一五条二項にいう「プログラム」には、プログラム本体以外のソフトウェア（例えばフローチャー

ト等。フランス法にいうところの設計資料は含まれないと解される⁵⁷。この解釈は著作権法二条一項一〇号の二により裏付けられる。設計資料は図形の著作物等になるが、一五条一項の「公表」の要件を後述のように拡大解釈する限り、同条項により使用者が著作者と擬制され、プログラム本体と取扱は同じである。

これに対してフランス法では、ソフトウェアには設計資料も含まれることが明文化されている。知的財産法典L. 113-9条一項が設計資料に適用されないと、著作者の権利の帰属が、プログラム本体と異なってしまうからである。

(2) 日本では、著作権法一五条二項にいう「法人等」や「従業者」は労働契約の当事者に限定されず、契約関係は委任契約や請負契約であっても、当事者間に実質的な指揮監督関係があれば同条項適用の余地があると解する学説も有力である⁵⁸。

一方フランスでは、L. 113-9条一項が適用される関係は労働法上の労働契約関係に限られるとされ、異論はない。どうしてもこのように厳格に解釈されるのかは明らかではないが、おそらくは職務発明の場合と同様に解されるからだと思われる。

(3) 一五条二項の新設の際には、同条一項から「公表」要件が削除された。これは、著作権審議会第六小委員会の中間報告が、プログラムの職務著作についても基本的には一五条（現一項）で解決可能であるが、「公表」要件については立法的対応をとるべきであるとしたのを受けて、なされたものである⁵⁹。同委員会はこの結論に至る過程で、「公表」要件を「実際に世の中に法人名義で公表されたもののほか、仮に公表されるとすれば法人の名義で公表される性格のものも含まれる」と解釈すれば、プログラムが未公表の場合についても要件は満たされると述べている⁶⁰。この拡大解釈は、新潟鉄工事件（第一審東京地判昭和六〇年二月一三日判時一一四六号二三頁・控訴審東京高判昭和六〇年二月四日判時一一九〇号一四三頁）と、それ以後、プログラムの著作権の帰属が著作権法一五条

(現一項)の適否に照らして判断された判例に採用されている。⁽⁶¹⁾

フランスにおいても、「公表」要件を有する集合著作物制度によって、公表を予定しないことの多いソフトウェアを規律することは困難であると指摘され、一九八五年法四五条一項が制定されるに至った。一方で、集合著作物の「公表」要件を拡大解釈するという試みは、これまでなされたことはない。集合著作物の主張のためには、多数の者が、それぞれの寄与(執筆担当分など)についてのみ創作的に関与し、著作物全体の形成については創作的に関与しなかったという困難な立証が必要であり、これをクリアした上で「公表」要件だけが問題となることはなかったからではないかと推測される。

(4) 著作権法一五条二項は、当事者間の特約を留保して、従業者が職務上創作したプログラムの著作権者は「法人等」であるとしている。しかし、同条一項の場合同様、これは「法人等」が著作行為をなしたからではなく、法が「法人等」を著作者と擬制したからであると考えられる。⁽⁶²⁾しかし、擬制であるにしろ、一五条二項により、プログラムに関する著作者人格権をも含めた全ての権利が、「法人等」に原始的に帰属することになる。

これに対し、フランスでは、やはり当事者間の特約を留保して、このようなソフトウェアについての財産的権利が使用者に譲渡されるのみである。法人が著作者であると擬制されるわけではなく、これにより著作者人格権は従業者に残る。ただし、ソフトウェアの財産的権利を移転した場合には、ソフトウェアの円滑な利用のために、著作者人格権が広汎な制限を受ける仕組みになっている。

なお、フランスでも、職務上ソフトウェアを創作した従業者は給与以外に追加報酬を受けるものとはされていない。日本においては従業者は著作者でさえないため、この点はいうまでもない。ただし、いずれの国においても追加報酬の特約を結ぶことはできる。

- (註55) 昭和六〇年法律第六二号、一九八六年一月一日施行。なお、昭和六〇年法律第六二号附則二条参照。
- (註56) Rapp. Bignon, op. cit., pp. 19-20.
- (註57) 中山信弘『ソフトウェアの法的保護〔新版〕〕(有斐閣、一九八八年)五三頁。
- (註58) 半田正夫『著作権法概説〔第六版〕〕(一粒社、一九九二年)七〇頁、中山前掲書六〇頁、紋谷暢男「職務上の創作について」コピライト三二巻七号(一九九二年)四一五頁。反対、半田正夫・紋谷暢男編『著作権のノウハウ〔新装第四版〕〕(有斐閣、一九九〇年)六八頁(齊藤博担当部分)。フリー写真家と雑誌製作会社の関係につき一五条一項の適用を否定した例として、東京地判平成五年一月二五日判時一五〇八号一四七頁(オーストラリア観光写真事件)。
- (註59) 『著作権審議会第六小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)中間報告』(一九八四年一月一九日)四一頁。
- (註60) 同三九一四〇頁。
- (註61) 名古屋地判平成七年三月一〇日判時一五五四号一三六頁(在庫管理等プログラムに関する事件)、東京地判平成七年一〇月三〇日判時一五六〇号二四頁(システムサイエンス事件)。
- (註62) 半田前掲書六九頁。反対の趣旨と思われるものに、紋谷前掲論文九頁、森美樹「法人著作物の意義と企業秘密資料の社外持ち出しに業務上横領罪が成立した事例(判例研究九五)」特許管理三六巻一二号(一九八六年)一四八九頁。

おわりに

フランス知的財産法典L. 113-9条一項により、職務上創作されたソフトウェア(日本と違い設計資料を含む)については、全ての財産的権利が従業者から使用者に自動的に譲渡される。著作者人格権は従業者に残るが、L. 121条一項により、従業者は、自己の名誉または声望が害される場合以外は、使用者によるソフトウェアの改変に反対することができない。公表権についても、日本法一八条二項のような明文こそないが、財産的権利の使用者

への譲渡と矛盾しないように、従業者の公表権を空洞化する解釈が試みられている。結局、著作者の名の尊重に関する権利だけが残ることになる。

これは、結果として、日本と同様の解決であるようにみえる。しかし、フランスでは、ソフトウェアの著作物の職務著作の規律が、それ以外の著作物の場合にも影響を及ぼすということはない。このことは、集合著作物制度の厳格な運用や、一九八五年法施行以前においては、ソフトウェアについては、ソフトウェアの著作物はあくまで特殊なものとして、既存の著作物の態度（註46の判例参照）に現われている。ソフトウェアの著作物はあくまで特殊なものとして、既存の著作権法体系にできるだけインパクトを与えぬような形で、著作権法中に取り込まれているように思われる。

一方日本では、著作権法一五条二項はプログラム本体にしか適用されない。しかし、同条一項により、職務著作の場合は、どんな古典的な著作物であってもプログラム同様に使用者が著作者と擬制され、財産的権利と著作者人格権の双方を手中にする。フランスの「ニール」条三項のような明文を欠く日本法の解釈論としては避けられない帰結なのかもしれないが、筆者はこの解決には違和感を禁じえない。

さらに近年、一項にのみ存在する「公表」要件が拡大解釈されてきている。この拡大解釈は、プログラムやその設計資料に関して形成されてきたものである。今後この解釈が他の種類の著作物にも及んでいくとすれば、それは、プログラムの保護を著作権法に委ねたことのインパクトを示す一つの例となろう。

(註63)

大阪地判平成四年四月三〇日知的裁集一四卷一号二九二頁（丸棒矯正機事件）はこの解釈を採用しているとみられる。事

案は機械の設計図に関するもの。